

## 同意を要する事項について

協和キリン健康保険組合  
理事長 村田 涉

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、健保組合等におけるガイドラインにより、被保険者等への保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち、被保険者等にとって利益となるもの、または医療費通知など健保組合等の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものの利用範囲について、ホームページへの掲載、健保組合の掲示板への掲示等により明らかにしておき、被保険者等から特段明確な反対、留保の意思表示が無い場合は「黙示による包括的な同意」が得られていると解釈できることになっています。以下、①～③の取扱いとなります

- ①被保険者等は、健保組合が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう健保組合に求めることができます。
- ②被保険者等が、①の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について被保険者等の同意が得られたものといたします。
- ③同意及び留保は、その後、被保険者等からの申出により、いつでも変更することができます。

当健保組合においては、以下の事項について、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、被保険者の同意が必要となります。

しかし、被保険者にとって利益となるもの、または事業主の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当健保組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当健保組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。

1. 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を被保険者の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
2. 付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を被保険者の申請に基づかずに事業主経由で行うこと。
3. 医療費通知（受診者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと。

※なお、3の医療費通知につきましては、被保険者だけでなく、被扶養者の同意も要する事項となりますので、被扶養者で同意されない方につきましても、当健保組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。